

第46回かわさき市民祭り出店者募集要項

(キッチンカー用)

1 概 要

- (1) 開催日 令和7年11月1日（土）～3日（月・祝）
<雨天決行。ただし、荒天の場合は中止にすることがあります。>
- (2) 時 間 10時00分～16時30分（3日間とも）
- (3) 場 所 川崎区・富士見公園一帯
(川崎競輪場・富士通スタジアム川崎・富士見軟式野球場 等)
- (4) 主 催 川崎市・第46回かわさき市民祭り実行委員会

2 出店資格等

(1) 出店申込みの資格

神奈川県内※でのキッチンカー営業の許可を取得しており、かわさき市民祭りの趣旨を理解していること。また、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

なお、多数の出店希望があった場合は、ワーアーイの順に優先することとします。

ア 川崎市内で活動している団体、または、市内に事業所を有する企業等

イ 神奈川県内で活動している団体、または、県内に事業所を有する企業等

ウ その他、実行委員会が特に認めた者。

※県内いすれかの自治体で令和3年6月1日以降に営業許可を受けた営業車は、県内の許可を受けた自治体以外でも営業可能です。それ以前に営業許可を受けている場合は、川崎区役所衛生課にご相談ください。

(2) 出店の種別

飲食：現地で加熱調理等をした食品をその場で飲食させる場合

(3) 出店の条件

ア 原則として、開催中の3日間（終日）出店する。

イ 10,000円を超える商品を販売する場合は、実行委員会の承認が必要。（別途申請書を提出）

(4) 飲食の出店について

ア 出店にあたって「川崎市行事における食品の提供に関する取扱要綱（令和5年7月1日改正）」を必ずご確認ください。

イ 川崎区役所地域みまもり支援センター衛生課（以下「衛生課」という。）の事前指導により販売が認められたものに限ります。また、調理販売が認められた食品でも販売条件や注意事項があるため、その指導に従ってください。（当日は実行委員及び衛生課職員が巡回し、指導が守られない場合は、直ちに出店を取り消すことがあります。）



【市 HP】

行事における食品の提供について

- (1) 出店スペース(1台)は、中型キッチンカー（長さ5.2m×幅1.8m×高さ3m）サイズまで。
- (2) 出店台数は要相談。原則、1申請者1台まで。
- (3) 会場内は発電機の使用およびアイドリングによる発電を禁止します。電気を使用する際は実行委員会で用意したものを使用してください。
- (4) 実行委員会発行の「出店許可証」を店舗の見やすい場所に掲示してください。（出店者説明会で配付）
- (5) 出店スペースの床面が汚れないように、必ず床面を覆うようにしてください。（有償でブルーシートを貸し出します。）
- (6) 店舗名を表示する看板を作製し、掲示してください。（看板は木製以外でも構いません。）



看板のデータは提供しますので、
次のアドレスあてにその旨連絡願います。
shimin-matsuri46@bz04.plala.or.jp

- (7) 柄旗などによる装飾の際は、隣接のテントに配慮してください。（強風の場合は撤去いただきます。）
- (8) 出店スペース外へ聞こえる音量で音を出すことは禁止します。

- (9) キッチンカーからはみ出して販売等を行うことは厳禁とします。（看板等の設置は要相談）
- (10) 店舗から発生したゴミは出店者が持ち帰りください。また、「川崎市プラスチックごみの削減に向けた
府内率先行動指針」及び「イベントエコ化ガイドライン」に基づき、ゴミの発生抑制や分別回収に取り
組んでいただきますようお願いいたします。
- (11) 出店スペースは、かわさき市民祭り実行委員会が物販・飲食などの出店可能位置を協議し決定します。

4 出店者負担金

- (1) 基本料（コマ代。3日間） 105,000円
- (2) 備品・機材の利用料金については、＜資料＞「出店者負担金の算出について」を参照ください。
- (3) タンクの水以外で、水道の使用が必要な場合は、あわせてお申し込みください。
- (4) 電気器具を使用する場合は、使用器具名、消費電力（ワット数）及び台数を正確に記載してください。
なお、電力事情等を考慮し、極力節電に努めてください。
- (5) 出店者負担金の請求書は、出店者決定通知（9月下旬予定）とともにお送りしますので、10月上旬ま
でに実行委員会が指定する口座へ入金いただきます。
- (6) 出店を取り消す場合、9月19日(金)から9月26日(金)までは請求額の20%、10月14日(火)までは
請求額の50%、10月15日(水)以降は請求額の100%のキャンセル料が発生します。備品類（テープ
ル、イス、手洗い設備等）、電気等の一部取り消しの場合も同様にキャンセル料をご負担いただきます。
- (7) 飲食・食品の販売品目や、備品類・電気等の変更・追加は、10月6日（月）までとします。これ以降の
追加・変更はできません。

5 興行中止保険

＜保険引受会社：三井住友海上火災保険株式会社＞

- (1) 荒天により、市民祭りが中止になった場合、出店者負担金の最高90%までを返金します。
(3日中止の場合。2日間中止の場合は60%、1日中止の場合は30%になります。)
- (2) 興行中止保険には、原則としてすべての出店者に加入いただきます。
- (3) 保険料は、基本料（コマ代）及び備品・機材等料金の合計額の6.98%です。
- (4) 中止になった場合、仕込みや運搬等の準備に要した経費や売上げに対する補償等は、一切ありません。
- (5) 地震、インフルエンザ等の感染症、テロ等の天候以外の理由による中止は、興行中止保険の対象外です。
これらの理由による中止の場合は、実行委員会の資産の多寡に関係なく、一切の返金はありません。
- (6) 天候の急変等の理由による催事中の中止（途中中止）は、興行中止保険の対象外です。
そのため催事中の中止の場合は、実行委員会の資産の多寡に関係なく、一切の返金はありません。

6 申込方法

＜郵送不可＞

- (1) 申込期間 8月4日（月）～8月26日（火）
- (2) 提出書類 アを1部とイ、ウ、エを各2部提出してください。（10,000円を超える商品を販売する場
合はオを1部提出してください。）書類は、提出前に必ず各自でコピーし、控えとして保管
してください。衛生課及び実行委員会ではコピーはいたしません。また、上記以外の書類に
ついてもケースに応じて提出を求める場合がございます。

ア 出店申込書	エ 誓約書
イ 出店概要書	オ 1万円以上の商品等販売承認申請書
ウ 営業許可書の写し	
- (3) 提出方法 直接、事務局へ持参してください。
キッチンカーの出店者は仮受付となります。出店者は、主催者にて書類を取りまとめたうえ
で、衛生課の事前指導を受けるため、書類提出から約2週間後に内容確認や指摘事項をお伝
えする場合がございます。申請から当日までの流れについては、別紙「出店希望者のフロー
図（食品、飲食、キッチンカー）」をご確認ください。
- (4) 提出先 第46回かわさき市民祭り実行委員会事務局（川崎市川崎区本町1-8-20 スヤマビル2階）
電話 044-200-2308
受付時間 月～金曜日の9時～17時（12時～13時を除く。）
- (5) 決定通知 決定通知は9月下旬の発送を予定しております。出店申込書の連絡責任者住所宛に郵送しま

すので、正確な記載をお願いします

7 その他注意事項

- (1) この募集要項の2-(1)-イの条件を照会するため、申込書に記載の個人情報を神奈川県警察本部に提供することがあります。
- (2) 各店舗が何を販売しているのか来場者が分かるよう、販売する品名1つを「自慢の1品」として市民祭りのホームページ等に掲載いたします。出店申込書の「販売品目一覧」に記入した品名の中から、掲載を希望する品名を必ず1つ選び、丸で囲ってください。
- (3) 出店者説明会（10月上旬予定）には必ず出席してください。（欠席の場合は、出店できません。）
- (4) 物品の搬入・搬出、駐車場等については、出店者説明会時にお知らせします。
- (5) 次の場合は、出店後であっても許可を取り消します。また、次年度以降の出店の受付をいたしませんので、ご注意ください。
 - ア) 低俗・粗悪品、射幸心をあおる等、市民祭りの趣旨にふさわしくないもの
 - イ) 販売品目・出店方法等が申込書と異なるもの
 - ウ) 出店資格を他者に転貸又は譲渡したもの
 - エ) 公共施設、樹木、工作物等を汚損又は破損する恐れのあるもの
 - オ) 周辺出店者及び参加者に迷惑を与える恐れのあるもの
 - カ) 政治・宗教に関する活動と認められたもの
 - キ) その他、出店許可条件、注意事項に違反したとき及び実行委員会の指示に従わなかったとき。

<資料> 出店者負担金の算出について

出店申込後に備品類の追加や取り消し（特に電気器具に多い）を希望する方がいますが、出店内容や販売見込みに見合った数量で申込みをしてください。（下表を使用して試算をしてください。）

一部取り消しの場合でもキャンセル料を負担いただきます。[募集要項4(5)]

特に、電気料金については申込み時に十分ご確認ください。

項目	単位	単価（3日分）	数量	料金
基本料 (コマ代)	飲食	1台	105,000円	
共同水道（※1）		10,000円		
ブルーシート (3.6m×3.6m。)	1枚	2,500円		
電気（※1）		(下表のとおり)		
小計	—	—		
保険料（小計額×6.98%、小数点以下切り上げ）	—			
合計		—	—	

※1 水道・電気は仮設工事に係る経費を含んでいます。

※2 水道は共同使用のみとなります。

(電気使用内訳)

基本工事料	—	7,800円		
コンセント増設（※5）	追加 1口	650円	×	□
電気使用料（※6）	1Wにつき	16円	×	W
電気使用合計	—	—		

※3 コンセント1口につき1器具しか使用できません。（タコ足配線は絶対にしないでください。）

申込書（裏面）には、使用する電気器具と消費電力を1器具ごとに記載してください。

※4 開催当日の事務局スタッフによる現地確認の結果、申込みとは異なる使用があった場合には、後日不足分を50%割り増し請求させていただきます。

(算出例) 消費電力200Wと300Wの電気器具を1台ずつ使用する場合

基本工事料	7,800円
コンセント増設	650円（追加1口分）
電気器具(1)	3,200円（200W×16円）
// (2)	4,800円（300W×16円）
合計	16,450円

出店者負担金の算出例

NO	項目	単価	数量	金額
1	基本料（コマ代）	105,000円	1	105,000円
2	共同水道	10,000円	—	0円
3	ブルーシート	2,500円	—	0円
3	電気工事料	7,800円	1	7,800円
4	電力料金（300W）	16円	300W	4,800円
4	小計	—	—	117,600円
5	保険料	小計の6.98% (小数点以下切り上げ)	—	8,208円
6	合計	—	—	125,808円